

野田市事務決裁規程及び野田市工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市訓令第3号

野田市事務決裁規程及び野田市工事検査規程の一部を改正する訓令

(野田市事務決裁規程の一部改正)

第1条 野田市事務決裁規程（昭和45年野田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第9工事等執行事務（測量、調査及び設計委託業務を含む。）の項指名業者の決定の目中「1,300」を「2,000」に、「500」を「1,000」に改め、同項予定価格の決定（最低制限価格及び調査基準価格を含む。）の目中「1,300」を「2,000」に、「500」を「1,000」に改め、同項落札者の決定、契約の締結の目中「1,300」を「2,000」に、「500」を「1,000」に改め、同項完成検査、中間検査及び出来形検査の目工事請負費の節及び修繕料の節中「1,300」を「2,000」に改める。

(野田市工事検査規程の一部改正)

第2条 野田市工事検査規程（平成20年野田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。